

健診に関する制度の比較

(表1)実施主体とその責務等の比較

制度 (健診の名称)	地域保健	労働衛生対策	医療保険による保健事業		
	(基本健康診査)	(一般健康診断)	組合管掌健康保険 (一般健康診査、人間ドック)	政府管掌健康保険 (一般健康診査、人間ドック)	国民健康保険 (基本健康診査、人間ドック)
健診の根拠法令	老人保健法第20条	労働安全衛生法第66条第1項	健康保険法第23条	健康保険法23条	国民健康保険法82条
実施主体及びその責務	市町村(特別区を含む) (実施義務)	事業者 (実施義務)	健康保険組合 (努力義務)	国(社会保険庁) (努力義務)	市町村・国保組合 (努力義務)
目的	老後における健康の保持	労働者の健康管理及び作業環境の管理	被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進	同左	被保険者の健康の保持増進
事業の実施規則等の有無	保健事業実施要領	労働安全衛生法施行規則(省令)	健康保険組合事業運営基準	政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱	規定なし
対象者(根拠規定)	当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者に対し、医療等以外の保健事業を行う(老人保健法20条) <他法優先> 保健事業は、その対象となる者が、医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち医療等以外の保健事業に相当する保健サービスを受けた場合または受けることができる場合は、行わないものとする(老人保健法22条)	事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者 ただし家族労働者は除く(労働安全衛生法第2条) 労働安全衛生法第66条第1項で事業者健康診断の実施義務が課され、同条5項で労働者に健康診断の受診義務が課されている。 同条第5項ただし書きで、労働者が事業者の指定した医師又は歯科医師以外の医師又は歯科医師が行う厚生労働省令の規定による健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、事業者が行う健康診断は受けなくてよいとされている。 <罰則 あり> 罰金	各健康保険組合の内部規程により対象者を特定(事業運営基準上の規定) ・生活習慣病にかかる健康診査については、発症が多い30歳から少なくとも5年に1回以上、40歳以降は毎年実施するように努めている ・人間ドックについては、40歳以降少なくとも5年に1回以上は実施するよう努めている。	40歳以上の被保険者及び被扶養者である配偶者のうち受診を希望する者 35歳以上40歳未満の被保険者のうち生活習慣病改善指導をうけることを希望する者	規定なし
健診項目の規定(表2参照)	あり	あり	任意	あり	任意
基本健診の回数	同一人につき年1回(実施要領)	同一人につき1年以内に1回	任意	単一制度で実施	任意
費用負担	公費(国1/3県1/3市1/3) 自己負担(3割程度)	原則事業者負担 ただし、労使の取り決めによる	任意	本人3割、国7割	任意
有所見の基準の設定の方法 (基準数値の有無、指導区分の分類法等)	基準値あり 異常認めず、要指導、要医療の3段階に分類	規定なし 医師が個別に判定	不明	単一基準で実施(基準値あり) 異常なし、軽度異常、経過観察、要治療、要2次検査、治療中の6段階に分類	不明
精度管理事業の有無	あり	あり	不明	あり	不明

(表2) 検査項目の比較

			政管健保		安衛法	老人保健法
			一般	ドック	定期	基本
診察等	問診		○	○	○	○
	計	身長	○	○	□	○
		体重	○	○	○	○
	測	肥満度・標準体重	○	○		
		視力	○	○	○	
	聴力	○	○	○		
	胸部聴診・腹部触診	○	○		○	
	血圧(座位)	○	○	○	○	
脂質	総コレステロール定量	*○	*○	■	○	
	中性脂肪	*○	*○	■	○	
	HDL-コレステロール	*○	*○	■	○	
肝機能	ZTT	*	*			
	GOT	*○	*○	■	○	
	GPT	*○	*○	■	○	
	γ-GTP	*○	*○	■	○	
	ALP	*○	*○			
	総蛋白	*	*○			
	アルブミン	*	*○			
	総ビリルビン	*	*○			
	LDH	*	*○			
	アミラーゼ		○			
	血清蛋白分画		*			
	リポ蛋白分画		*			
	LDHアイソザイム		*			
	代謝系	空腹時血糖	○	○	■1	○
糖負荷試験		*	*□			
尿酸		半定量	○	○	□	○
		定量	*	*		
尿酸		*○	*○			
ヘモグロビンA1C		*□	■1	□		
免疫	HBs抗原	*	*○			
	ASO, CRP	*	*			
炎症	赤沈	*	*			
	TPHA試験(定性)	*	*			
血液一般	ヘマトクリット値	*○	*○		□	
	血色素測定	*○	*○	■	□	
	赤血球数	*□	*○	■	□	
	白血球数	*□	*○			
	血小板・血液像		○			

			政管健保		安衛法	老人保健法
			一般	ドック	定期	基本
尿・腎機能	蛋白	半定量	○	○		○
		定量	*	*		
	潜血	*○	*○		○	
	尿沈渣	*	*○			
	クレアチニン	*○	*○		○	
呼吸	肺活量		○			
	1秒量・1秒率		○			
心機能	12誘導心電図	○	○	■	□	
	負荷心電図	*	*			
	心超音波検査		*			
肺	胸部X線	*○	*○	○		
	喀痰細胞診	*	*□	□		
胃	胃部X線	*○	*○			
	胃内視鏡	*	*			
	生検	*	*			
子宮がん検診(スメア方式)	*△	*△				
乳癌	視診・触診	△	△			
	超音波又はX線	*	*			
大腸	直腸検査	□	□			
	免疫学的便潜血検査	*○	*○			
	大腸X線	*	*			
眼底検査		○		□		
腹部超音波	*	*○				
歯周疾患検診				40,50歳		
骨粗鬆症検診				40,50歳女性		

- … 必須項目
- △… 受診者の希望に基づき選択的に実施する項目
- … 医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- … 35歳及び40歳以上の者については必須項目、それ以外のものについては医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- 1… いずれかの項目の実施で可
- *… 一次検査の結果、医師が必要と認めたとときに選択的に実施する項目

組合健保・国保の実施する健診については、項目についての規定はない
 老人保健事業では検査値による指導区分の設定あり
 安衛法による健康診断では検査値による指導区分の設定はない

(表3) 健診情報の保管及び利用並びに保護の比較

制度	地域保健	労働衛生対策	医療保険による保健事業		
			組合管掌健康保険	政府管掌健康保険	国民健康保険
健診名 (根拠規定)	基本健康診査 (老人保健法第20条)	一般健康診断 (労働安全衛生法第66条)	一般健康診査、人間ドック (健康保険法第23条)	一般健康診査、人間ドック (健康保険法第23条)	基本健康診査 (国民健康保険法第82条)
実施主体	市町村(特別区を含む)	事業者	健康保険組合	国(社会保険庁長官)	市町村(特別区を含む)・国保組合
健診情報の 守秘義務	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【職員】 地方公務員法第34条による守秘義務 【委託先】 医師等の資格に着目した守秘義務 (個人情報保護条例の例あり)	【労働安全衛生法第104条】一般健康診断、特殊健康診断を実施する事務に従事した者に対し、実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥等の秘密を規定	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【職員】 健保組合個々の内部規則等で規定 (事業運営基準) 【委託先】 医師等の資格に着目した守秘義務	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【社会保険庁の職員】 国家公務員法第100条による守秘義務 【社会保険健康事業財団及び委託先の職員】 委託契約・財団就業規則において守秘義務を明記、医師等の資格に着目した守秘義務	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【職員】 地方公務員法第34条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に着目した守秘義務 (個人情報保護条例の例あり)
健診情報を管理する者 及び 健診情報の保存 に関する根拠規定	市町村 ・健診結果等を記録整理するほか、必要に応じて個人票を作成するなど受診者の記録を一貫して記録し、保健指導に役立てること (保健事業実施要領) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり (医師法)	事業者 ・事業者は健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない (労働安全衛生法施行規則第51条等) ・事業者は健康診断の結果を記録しなければならない(労働安全衛生法第66条の3) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり (医師法)	健保組合(事業所) ・各種記録の整備を図ること (事業運営基準) ・健保組合個々の内部規則等で保管期間、保管方法を規定 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり (医師法)	社会保険健康事業財団 ・5年間、磁気媒体にて保管 (政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり (医師法)	市町村 国保組合(事業所) ・規定なし 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり (医師法)
健診情報の利用 (利用目的の 明確化)	・健康教育等の保健事業に活用 ・市町村は自らの保健事業の評価、都道府県保健所は、市町村が地域特性を踏まえて保健事業を円滑かつ効果的に実施出来るよう保健医療情報の収集、提供を行い必要に応じ保健事業の評価(保健事業実施要領)	・労働者の就業場所の変更、作業の転換等の措置を講じる際に活用 (労働安全衛生法第66条の5) ・労働者に対する保健指導の際に活用 (労働安全衛生法第66条の7) ・健康教育等の際に活用	・主に個別相談の際に利用 ・生活習慣病等について継続的な保健事業の実施に努めること。 ・実施結果については、データに基づく内容の分析、評価を行い、事後指導についても万全を期すこと。 (事業運営基準)	保健婦による事後指導に活用。 そのほか統計・分析に使用 (規定なし)	保健婦による事後指導に活用(規定なし)
健診情報の通知		・事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。(労働安全衛生法第66条の6) ・特殊健診の結果は通知義務なし。	結果通知については、保健婦等の助言指導を得て生活習慣病等に関する事項を付記することに努めること。 (事業運営基準)	健診結果は、指導区分を付し、受診者へ通知。	規定なし
健康情報の開示請求手続 第3者への情報提供	規定なし 規定なし	規定なし	規定なし 規定なし	規定なし 規定なし	規定なし 規定なし
事後指導を主に実施する者	市町村保健婦 委託先医療機関の医師	・事業所の産業医 ・地域産業保健センター(郡市区医師会)の紹介する医師	・事業所の産業医・歯科医師・薬剤師・産業保健婦・産業看護婦・体育指導員・歯科衛生士・栄養士等 ・各保険組合の医師、保健婦、看護婦、栄養士等	・社会保険健康事業財団の各都道府県支部の保健婦 ・健保組合 ・健診実施機関の医師、保健婦	・市町村保健婦 ・国保組合保健婦 ・健診機関の医師

生活習慣病予防のための健康診査等の
保健事業の連携の在り方に関する検討会名簿

氏名	所属機関等
荒井 澄子	東京都三鷹武蔵野保健所保健サービス課保健指導担当係長
有川 勲	(財)健康・体力づくり事業財団常務理事
犬塚 君雄	愛知県新城保健所長
○ 大久保 利晃	産業医科大学副学長
岡山 明	岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学教授
織田 肇	大阪府立公衆衛生研究所副所長兼労働衛生部長
黒澤 榮子	(有)黒澤労働衛生コンサルタント事務所代表取締役
河野 啓子	東海大学健康科学部教授
桜井 秀也	(社)日本医師会常任理事
佐々木 哲明	(財)医療情報システム開発センター普及調査部次長
平野 かよ子	国立公衆衛生院公衆衛生看護学部長
堀江 正知	日本鋼管株式会社京浜保健センター長
山口 直人	国立がんセンターがん情報研究部長
吉田 勝美	聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授

○：座長